

○動物の飼養又は保管に従事する従業員の員数に関する事項

(経過措置の内容)

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭数の削減を行う期間が必要なことから、段階的に5頭ずつ減らす。第2種動物取扱業では、ブリーダー等の第1種動物取扱業からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期を1年遅らせる。

- ・新規事業者は、令和3年6月に完全施行
- ・既存事業者は、段階的に適用し、
令和6年6月から完全施行（第1種動物取扱業）
令和7年6月から完全施行（第2種動物取扱業）

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	—（経過期間）		—（経過期間）	
R4.6	30頭	25頭	40頭	35頭
R5.6	25頭	20頭	35頭	30頭
R6.6	20頭	15頭	30頭	25頭

第2種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	—（経過期間）		—（経過期間）	
R4.6	—（経過期間）		—（経過期間）	
R5.6	30頭	25頭	40頭	35頭
R6.6	25頭	20頭	35頭	30頭
R7.6	20頭	15頭	30頭	25頭

別表

(3) 別表の読み方 (犬と猫の両方を飼う場合)

犬及び猫の双方を飼養保管する場合の1人当たりの頭数の上限は別表で定められている。また、経過期間中における同様のケースの頭数の上限は附則別表第1及び第2で定められている。

別表の読み方については、前提として「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。備考にもあるとおり、犬・猫の頭数の組み合わせが複数ある場合は、最大値が上限頭数の値となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の罫線上、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組み合わせの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、「犬の頭数」から先に着目したが、これを逆に「猫の頭数」から先に見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

本則別表 1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限の組合せ ①犬20頭、猫30頭			
区分			
飼養又は保管をする 犬の頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数		うち繁殖 の用に供 する頭数
	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数	
1	1	29	24
		28	23
2		27	
3	2	26	22
		25	21
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	18
6		21	
7	5	20	17
		19	16
8	6	18	15
9	7	17	14
		16	13
10		15	
①11	③8	②14	④12
		13	11
12	9	12	10
13	10	11	9
		10	8
14		9	
15	11	8	7
		7	6
16	12	6	5
17	13	5	4
		4	
18		3	3
19	14	2	2
		1	1